

旭川公共職業安定所発表
令和3年1月28日(木)

担 当	旭川公共職業安定所 所 長 小笠原 淳
	事業所第一部門 統括職業指導官 西 口 勝 美 電話 (0166) 51-0176 (内線 31#)

令和2年 障害者雇用状況の集計結果

(令和2年6月1日現在)

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について公共職業安定所への報告を求めています。

旭川公共職業安定所管内の令和2年6月1日現在における雇用状況に関する集計結果は以下のとおりです。

[管内(2市12町1村):旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町・幌加内町・富良野市・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村]

I 概 要

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合		
		旭川所	北海道	全国	旭川所	北海道	全国
民間企業	% 2.2	% 2.88	% 2.35	% 2.15	% 62.4	% 50.9	% 48.6
地方公共団体	都道府県知事部局、都道府県機関、市町村長部局及び下記以外の市町村の教育委員会等	% 2.39	% 2.37	% 2.54	% 55.6	% 67.1	% 72.2
	都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会	% 2.4	% —	% 2.12	% —	% 12.5	% 38.6
独立行政法人等	% 2.5	% 2.50	% 2.64	% 2.64	% 100.0	% 83.3	% 78.8

◎ 集計結果のポイント

【民間企業(45.5人以上規模の企業)】(法定雇用率2.2%)

- 集計企業数は255社(対前年比-0.8%、2社減少)
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は32,037.5人(対前年比-1.6%、536.5人減少)
- 雇用されている障害者の数は924.0人(対前年比6.3%、54.5人増加)
- 実雇用率は2.88%(対前年比0.21ポイント増加)
- 法定雇用率達成企業の割合は62.4%(対前年比5.6ポイント増加)

【 公的機関 】（法定雇用率 2.5%）

○ 2.5%の法定雇用率が適用される機関：

対象機関数は、**18機関**（前年と同じ）

実雇用率は**2.39%**（対前年比0.21ポイント低下）

法定雇用率達成機関の割合は**55.6%**（対前年比16.6ポイント低下）

【独立行政法人等】（法定雇用率 2.5%）

対象法人数は、**1法人**（前年と同じ）

実雇用率は**2.50%**（前年と同じ）

法定雇用率達成機関の割合は**100.0%**（前年と同じ）

このため、旭川公共職業安定所では

民間企業については

◎雇用されている障害者の数は、平成22年度以降11年連続で増加しており、障害者雇用の着実な進展が見られますが、37.6%の企業が法定雇用率を未達成であるため、今後とも各企業が法定雇用率を達成するよう指導に努めてまいります。

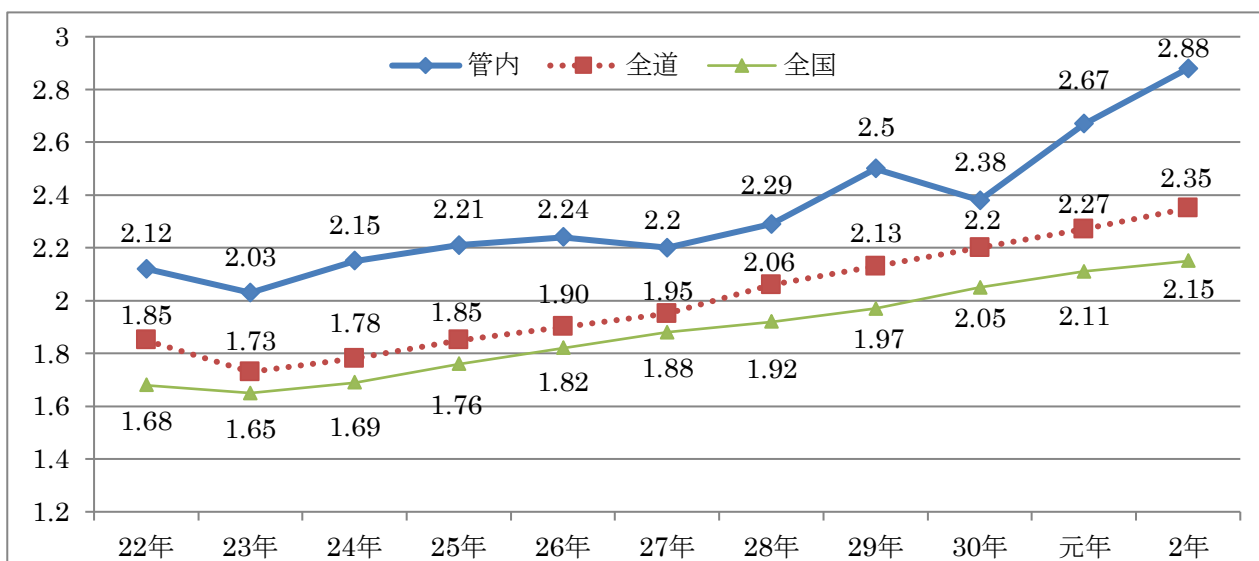
◎また、旭川公共職業安定所では、法定雇用率達成指導を強化するとともに、求人の開拓や北海道障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、福祉施設及び特別支援学校等との連携によるチーム支援の充実、ジョブコーチ等を活用した職場適応の促進等により、法定雇用率の未達成企業に対する障害者の雇入れの支援にも努めてまいります。

地方公共団体及び独立行政法人等については

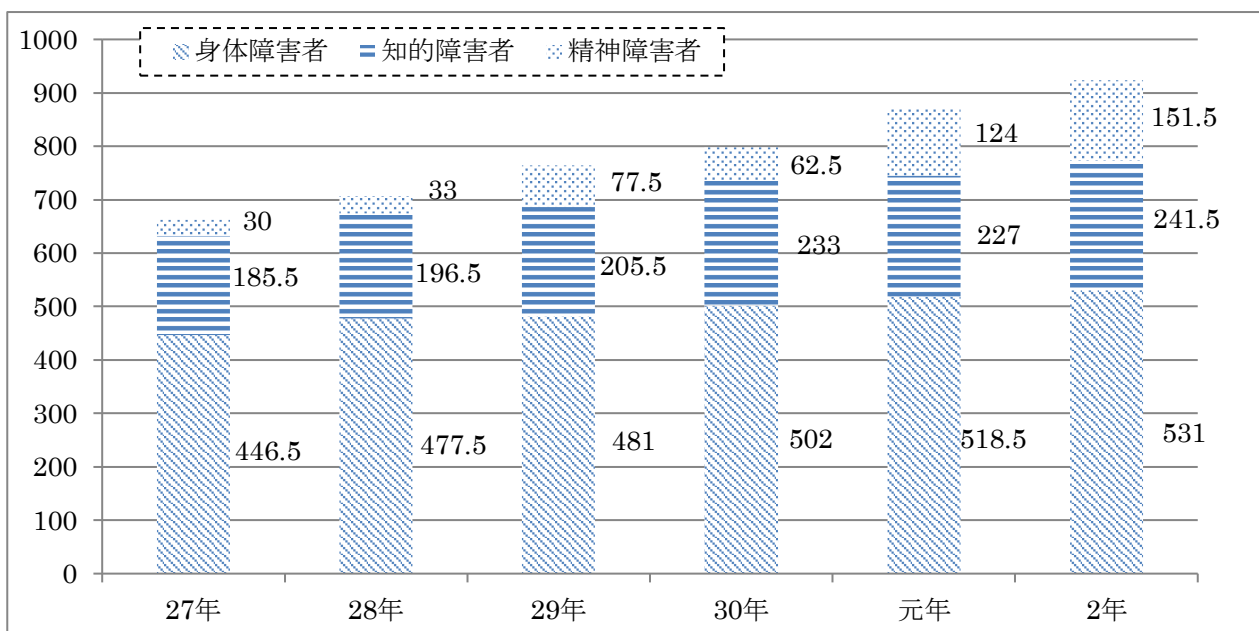
◎民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関等に対する達成指導を強力的に実施することとしています。

Ⅱ 民間企業における雇用状況

○ 障害者実雇用率の推移



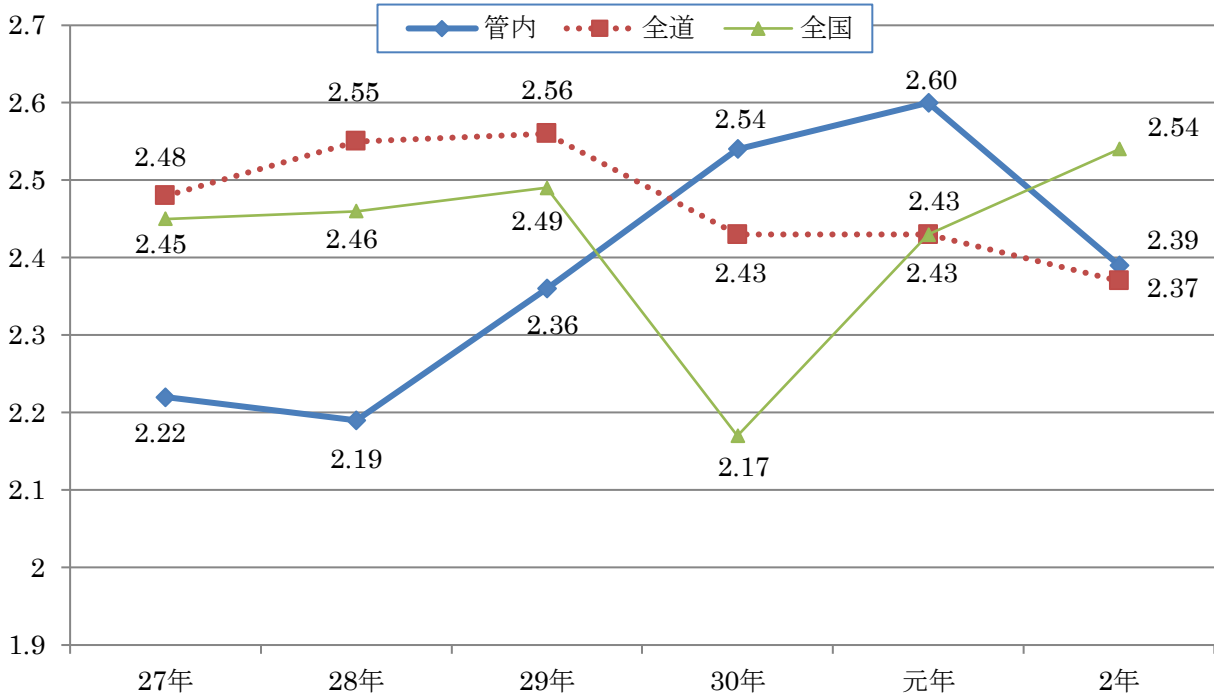
○ 障害種別の雇用障害者数の推移



	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
対象労働者数	30,028.0	30,933.5	30,559.0	33,447.0	32,574.0	32,037.5
障害者全数	662.0	707.0	764.0	797.5	869.5	924.0
身体障害者	446.5	477.5	481.0	502.0	518.5	531.0
知的障害者	185.5	196.5	205.5	233.0	227.0	241.5
精神障害者	30.0	33.0	77.5	62.5	124.0	151.5

地方公共団体における在職状況

○ 法定雇用率2.5%が適用される機関の雇用率の推移



○ 法定雇用率2.5%が適用される機関の在職状況（障害種別等）

区 分	① 機関数 (機関)	② 対象職員数 (人)	③ 障害者の数			④ 実雇用率 (%)	⑤ 法定雇用率 達成 機関の数 (機関)	⑥ 達成割合 (%)	
			身体障害者 (人)	知的障害者 (人)	精神障害者 (人)				
旭 川	2年	18	5,079.0	112.0	3.0	6.5	2.39	10	55.6
	元年	18	4,420.5	111.0	0.0	4.0	2.60	13	72.2
北海道	2年	222	76,893.0	1,651.0	30.5	137.5	2.37	149	67.1
	元年	217	70,018.0	1,584.0	22.0	97.0	2.43	163	75.1
全 国	2年	2,669	1,987,125.5	40,593.5	1,620.5	8,254.5	2.54	1,927	72.2
	元年	2,643	1,874,318.5	38,322.5	1,391.5	5,874.0	2.43	1,915	72.5

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（**法定雇用率**）に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である(なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる)

- 一般の民間企業 …………… 2. 2%
- 独立行政法人等 …………… 2. 5%
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5%
- 都道府県等の教育委員会 …… 2. 4%

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導

○ 「雇入れ計画作成命令」とは

未達成企業のうち、障害者雇用率を相当下回っており、ある程度の期間にわたって継続的かつ計画的に障害者を雇い入れしなければ、その達成が困難と認められる企業の事業主に対して、公共職業安定所長が障害者雇入れ計画（2年間）の作成を命ずることとなっている。

○ 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出基準

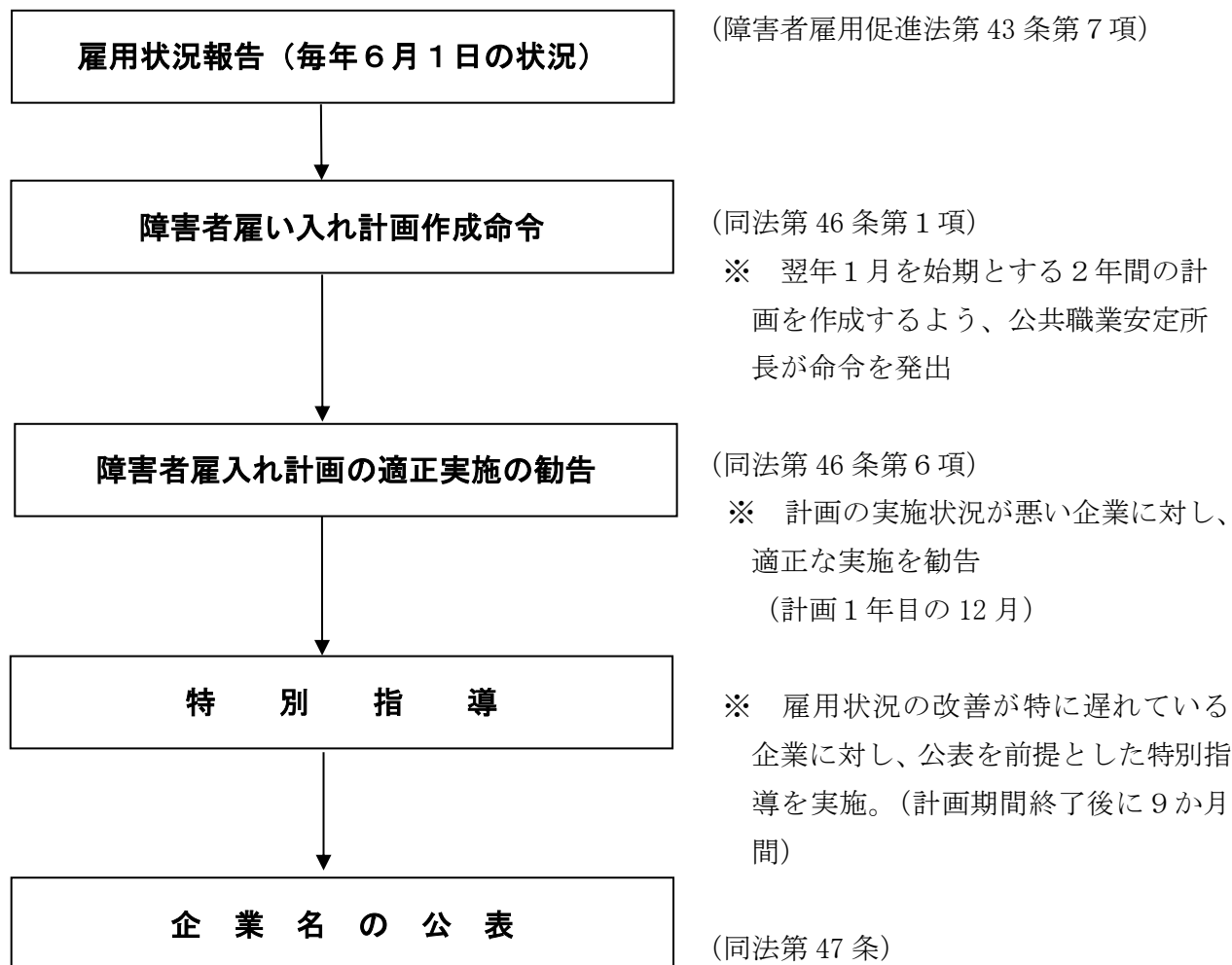
今後の雇入れ（過去3年間の新規労働者雇入れ数 \geq 不足数）が見込まれており、次の①から③のいずれかに該当する企業の事業主

- ① 実雇用率が前年度全国平均実雇用率未満（令和元年 2.11%）かつ不足数5人以上
- ② 法定雇用障害者数が3～4人(対象労働者数150人以上250人未満規模の企業)であって、雇用障害者数が0人の企業
- ③ 不足数10人以上の企業

◎ 雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主等に対しては、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、下記のように、**ハローワーク**において雇用率達成指導を行っている。

不足数の多い企業等については、当該企業等の事業主に対して、北海道労働局、厚生労働省本省が直接指導を実施している。



【指導実績】

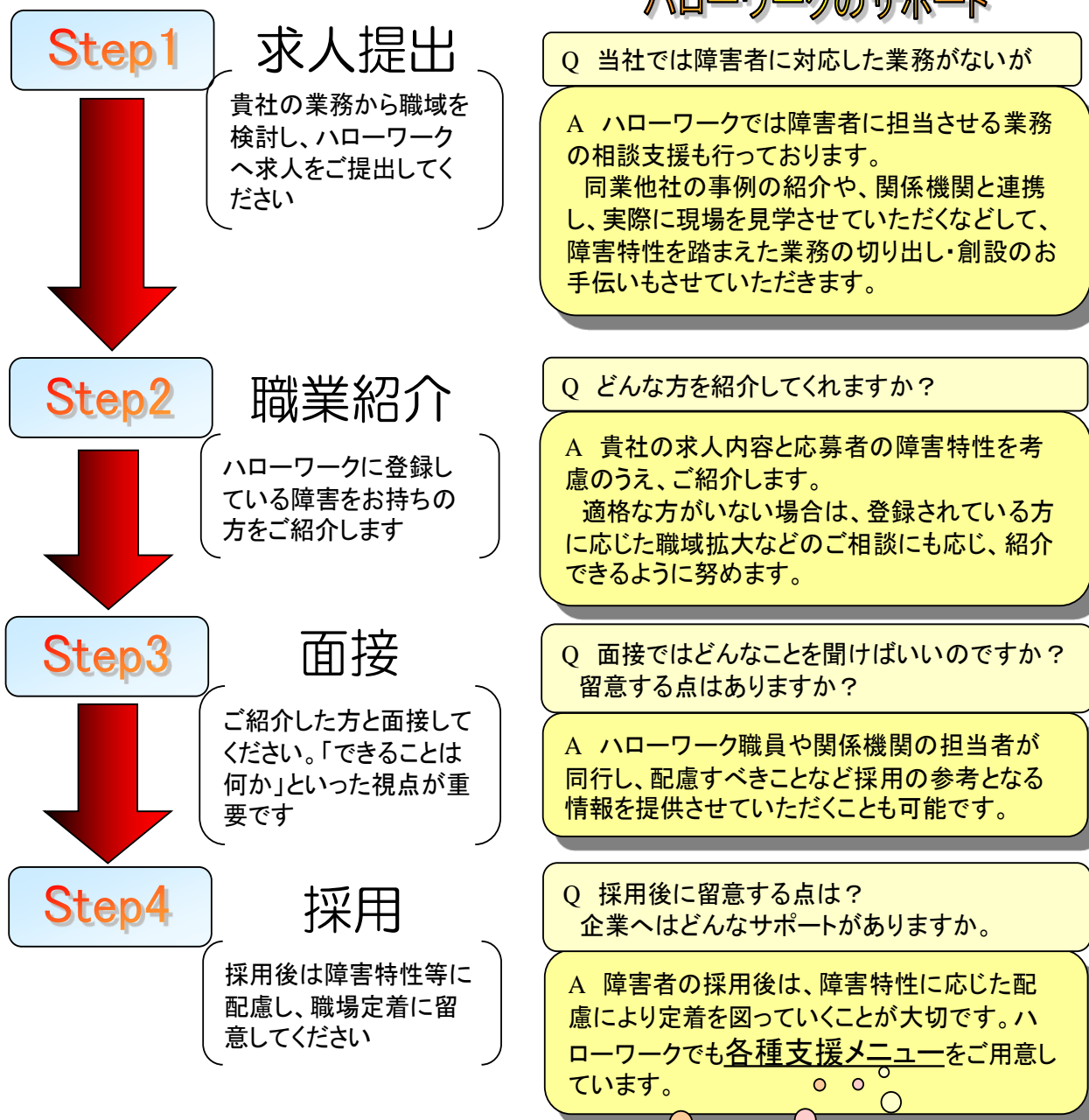
- 1 令和元年度の実績 (※)
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 0社
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 0社
 - * 「公表を前提とした特別指導」の実施 0社
- 2 障害者雇入れ計画を実施中の企業 296社 (うち、北海道15社)
- 3 企業名の公表実績 (全国値)
 - 18年度 2社、19年度 1社 (再公表)、20年度 4社、21年度 7社 (うち1社は再公表)
 - 22年度 6社 (うち2社は再公表)、23年度 3社 (うち1社は再公表)、24年度 0社、
 - 25年度 0社、26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社、30年度 0社、令和元年度 0社

※平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施しました。

ハローワークの障害者雇入れ支援メニュー

ハローワークでは、事業主の皆様の障害者雇用を積極的に支援しております。

ハローワークのサポート



常用雇用への不安がある場合は障害者トリアル雇用事業を活用ください

指導方法に不安がある場合はジョブコーチを活用ください

雇入れ時の賃金補助として各種助成金制度があります。

各種支援メニューについては次ページをご参照ください

○雇入れのきっかけづくり(トライアル雇用助成金)

障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース

【障害者トライアル雇用】

安定所等の紹介により障害者を原則3ヶ月間雇用することにより障害に対する理解を深めていただき、その後の常用雇用のきっかけづくりを進める制度です。

【障害者短時間トライアル雇用】

週10時間以上20時間未満の労働時間で、3～12ヶ月間雇用し、最終的に週20時間以上の常用労働者となることを目指す制度です。精神障害者、発達障害者が対象です。

○雇入れに活用できる助成金制度(特定求職者雇用開発助成金)

特定就職困難者コース

安定所等の紹介により身体・知的・精神障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する制度です。

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者や難病のある人を安定所等の紹介で雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に助成を行います。

障害者初回雇用コース

障害者雇用の実績のない企業(常用労働者45.5人～300人)が安定所等の紹介により初めて障害者を雇用し、法定雇用障害者数の雇用を達成した場合に支給します。

○職場定着に活用できる助成金制度(障害者雇用安定助成金)

障害者職場定着支援コース

障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる事業主に対して助成する制度です。

各助成金の支給額・支給要件の詳細については、お近くのハローワーク・労働局へお問い合わせください。

◆関係機関との連携した支援

北海道障害者職業センター

障害者本人への就業に向けた相談・支援のほか、事業所への障害者の雇用管理に関する支援やジョブコーチの派遣等を行っています。

札幌に本所、旭川に支所があります

ジョブコーチ(職場適応援助者)

障害者の職場定着を図るためにジョブコーチが会社に出向き、障害者本人、事業主等に支援を行います。職場にて作業能率をあげる、作業ミスを減らすための支援や障害に配慮した対応方法についての助言・援助等を行います。

障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者や雇用している事業所に対し、事業所への訪問などにより相談・助言を行います。

札幌、石狩、旭川、函館、釧路、帯広、北見、小樽、伊達、名寄、岩見沢に設置しております。